

令和4年度事業計画

公益目的事業

I. 環境整備等助成事業

1. 顕彰事業

芸歴30年以上を有し、伝統伎芸の保存継承及び発展に功績のある60歳以上の芸妓を「伝統伎芸保持者」として認定する。

2. 伎芸奨励事業

(1) 伎芸奨励事業

65歳以上の経験豊かな芸妓に対し、今後の更なる自己研鑽や後継者の育成に励んでいただくための奨励金を支給する。なお、令和4年度は、夏と冬の2回、交付を予定している。

65歳以上70歳未満 8万円（対象予定： 2名）

70歳以上80歳未満 10万円（ " : 9名）

80歳以上 13万円（ " : 12名）

(2) 芸妓支援事業

若手の芸妓の支援策として、独立してから（自前になってから）5年未満の芸妓、又は独立する（自前になる）6カ月前の芸妓に対し、伎芸に用いる衣裳や帯などの新調の補助を行う。

3. 伎芸研修等助成

伝統伎芸の保存継承や後継者の育成を行うため、各歌舞会の学校での研修事業や楽器の新調・補修に対して助成を行う。

4. 舞台発表会助成

伝統伎芸の向上を図るため、各歌舞会が実施する舞台発表会に助成を行う。

5. 伝統行事参加助成

祇園祭花傘巡行、時代祭、梅花祭など京都の代表的な伝統行事などへの参加に対して各歌舞会に助成を行う。

6. 舞妓の故郷帰り支援事業

舞妓姿で地元の成人式に参加し、舞を披露する舞妓を支援するとともに、京都の伝統伎芸の魅力を全国に発信し、舞妓の伎芸の向上や舞妓の希望者の拡大に繋げていく。

対象舞妓：11名

7. 環境整備事業

花街のシンボルとも言える歌舞練場等の老朽化に対する改築・改修及びバリアフリー化や案内表示板などの設置に対して助成を行う。

また、2019年10月17日から実施している「祇園甲部歌舞練場耐震改修工事 寄附金」の募集を引き続き行う。

8. 祇園小唄祭事業

昭和の名曲で五花街にゆかりのある『祇園小唄』に感謝するため「祇園小唄祭」を開催する。

日 時：11月23日（水・祝） 午前11時～

場 所：円山公園 祇園小唄石碑前

II. 五花街合同公演事業

五花街の芸妓舞妓の日頃の研鑽の発表の場として各歌舞会の芸妓舞妓が一堂に会して演目を披露する五花街合同公演を開催する。全国の花街ファンをはじめ、多くの人々に京都の伝統伎芸を広く紹介し、愛好者の拡大に努める。

名 称：第29回京都五花街合同公演「都の賑い」

日 時：6月25日（土）・26日（日）

【午前の部】11時00分～

【午後の部】15時00分～

会 場：南 座

III. ギオンコーナー事業（対象 外国人・修学旅行生等）

新劇場でのギオンコーナー再開に向けて、ホームページをリニューアルするなど外国人観光客や修学旅行生等の誘致に向けた取組を行う。

また、京都市児童館学童連盟等と連携し、子ども園や保育園などへ雅楽や狂言、京舞などギオンコーナーの演目の出張公演や、学校等の依頼に応じて修学旅行生の宿泊先へ出張公演を行う。

IV. 受託事業等（派遣事業）

芸妓や舞妓による伝統伎芸を通じて花街文化を発信するため、関係機関からの派遣依頼に対して、各花街と連絡調整を行い、芸妓舞妓の派遣を行う。

V. 広報事業

1. SNS を通じての情報発信

ホームページやツイッター、インスタグラムを通じて、財団事業や花街の行事の告知などを定期的に情報発信し、花街文化の発信と観光客の誘致に繋げる。

2. 五花街の「をどりの会」の広報

五花街の歌舞会が実施する舞踊公演について、財団「友の会」の会報誌『はんなり』への掲載やチラシの配布に協力するとともに、私鉄などと協力をして、PR活動に積極的に取り組んでいく。

3. 広報等充実事業

花街ファンの拡大や舞踊公演の入場者の更なる誘致、地域の活性化に繋がっていくため、各歌舞会のホームページの充実や新規啓発物の作成などに助成を行う。

4. 小中学生対象の普及・広報活動

次代の文化の担い手である子どもたちが、京都の伝統文化や花街の伝統伎芸に対して理解を深め、その魅力を発見できるように、「観る・聴く・知る」をテーマにした広報プログラムに取り組む。

※文化庁による補助金の活用を予定しております。

5. その他の広報活動

各種団体等からの財団事業や花街文化等についての問い合わせに対して、情報提供を行うとともに、国内外の報道関係や旅行者からの取材や見学に対応し、花街の振興に繋げていく。

収益事業等

I. ギオンコーナー事業（対象 一般観光客）

新劇場でのギオンコーナー再開に向け、ホームページをリニューアルするなど国内観光客の誘致に向けた取組を行う。

II. 五花街の夕べ事業

有名料亭や旅館、ホテルにおいて、芸妓舞妓の舞やおもてなしを提供する催しを開催する。

※開催時期は新型コロナウイルスの感染状況を見極めて検討する。

III. 物販事業

五花街合同公演では、出演する芸妓や舞妓の写真及び演目解説等を掲載したプログラムの販売を行う。

IV. 友の会事業

財団の活動を支援し、伝統伎芸の愛好者の裾野を拡大することを目的に友の会を運営するとともに、広く友の会会員の募集を行う。

1. 各花街の「をどり」及び五花街合同公演の招待

2. 友の会の集いの招待（一部負担）
3. 友の会の会報誌“はんなり”の発行（年2回）
4. お茶屋の紹介

その他事業

後継者募集

伝統伎芸を担う後継者である舞妓の募集を行うためホームページで告知し、希望者に対しては資料の配布や説明を行い、応募者を各歌舞会に紹介する。

【令和4年度見合わせる事業】 ※すべて公益目的事業

1. 研修事業

事業内容：京都の歴史、文化、観光等に関する芸妓舞妓の資質の向上を図るための研修会。

中止理由：集団での行動や食事を伴うことから、新型コロナウイルスの感染リスクを防ぐため。

2. 千社札による発信事業

事業内容：国内外の観光客の誘致に繋がる催し及び国内外の賓客の接遇などの機会に配布するための千社札を芸妓舞妓に贈呈。

中止理由：新型コロナウイルスの影響を受け、イベントの縮小などが考えられることから、千社札の活用機会が減少するため。

3. 花街情報誌の発行

事業内容：2017年から発行してきた花街情報誌「京都花街」の発行。

中止理由：新型コロナウイルスの影響により、従来どおりの国内外の観光客の往来が見込まれず、配布機会が減少するため。